

# 令和4年度 指導について

度会広域連合



# 目次

- 1 指導について
- 2 令和3年度 実地指導報告
- 3 令和4年度 指導方針
- 4 運営指導について
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 その他



# 目次

- 1 指導について
- 2 令和3年度 実地指導報告
- 3 令和4年度 指導方針
- 4 運営指導について
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 その他



# 指導と聞いて思い浮かべる言葉は？



指摘される

クラブ活動



上から目線



生徒指導

きつい  
厳しい

言われたく  
ない



マイナスのイメージ…  
ですが



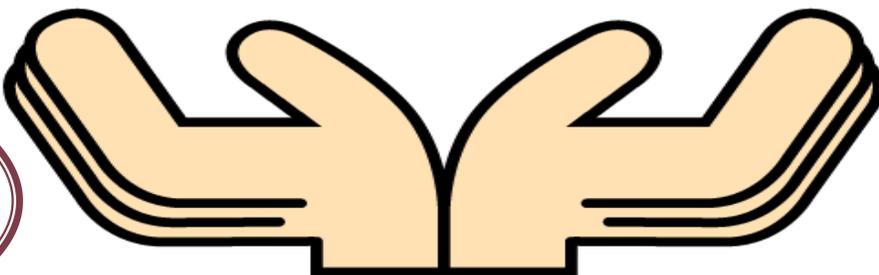
# 事業所

サービスの質の向上

よりよいケアの実施

不正・過失行為の  
未然防止

自らルールを守るための  
取組を行えるように  
支援



## 指導 = 支援

正確な情報の  
伝達・共有

周知徹底

介護給付費等対象  
サービスの取り扱い

介護報酬の請求

# 度会広域連合

ここでいう指導とは事業所を支援することを指します。



度会広域連合は

事業所とともに住民が安心して暮らす  
ことができる地域を作りたい！！



# 指導の種類

	集団指導	運営指導
対象者	町が指定の権限を持つ全サービス事業所	選定したサービス事業所
場所	指定した会場 Web 等	選定した事業所の事務所 等
方法	講義形式 等	面談形式
内容	各種基準等の周知、過去の指導・処分事例の紹介、関係機関からの連絡等、必要に応じ決定	人員基準、運営基準等に係るチェック項目に基づき、関係書類の確認を行う



# 指導と監査の違い

## 【指導】支援

事業者に対し、人員基準、運営基準、報酬基準等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、事業所を支援すること。

- ・介護サービスの質の向上・確保
  - ・保険給付の適正化
- ※定期的に行われる

## 【監査】公正適切な措置

事業者に対し、人員基準、運営基準、報酬基準等に定める介護給付等サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合に事実関係を把握し、公正且つ適切な措置を取ること。

※入手した情報等により随時行われる



# 目次

- 1 指導について
- 2 令和3年度 実地指導報告
- 3 令和4年度 指導方針
- 4 運営指導について
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 その他



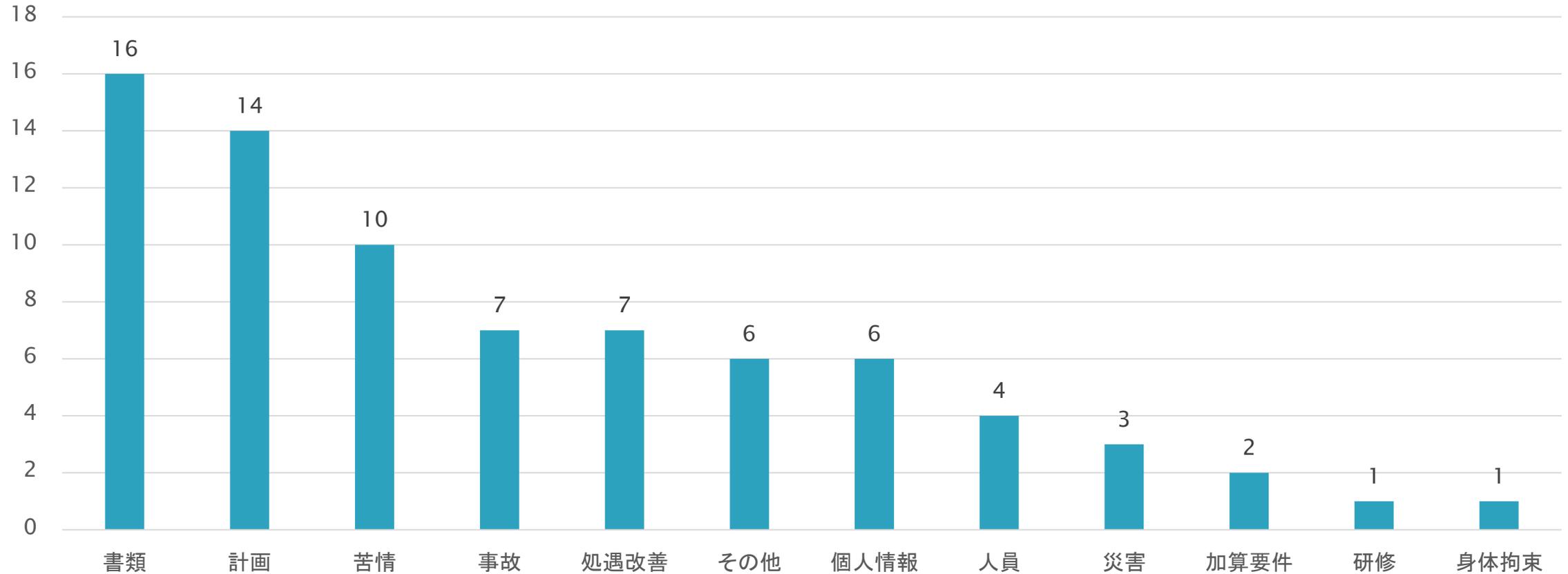
## 2・令和3年度 実地指導報告

### ～実地指導件数～

実施事業所数		文書指導数	口頭指導数
12事業所		27	50
	地域密着型通所介護	3	
	第1号通所事業	3	
	居宅介護支援	2	
	予防介護支援	2	
	グループホーム	1	
	認知症対応型通所介護	1	



## 2・令和3年度 実地指導報告 ～主な指導内容～



## 2・令和3年度 実地指導報告

### ～指導事項からの主な留意点～

#### ①処遇改善加算について

★配分対象外の職員等へ配分した場合、その額は処遇改善加算、特定処遇改善加算の支給額として認められない。実地指導時に発見した場合は支給額を修正し、修正後の賃金改善額が加算による収入額を下回った場合、下記Q&Aを参考として要件を満たす必要がある。

Q:実績報告で賃金改善額が加算額を下回った場合、これまでの交付金と同様、返還する必要があるのか。

A:加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、加算による収入額を下回るとは想定されないが、仮に加算による収入額を下回っている場合は、一時金や賞与として支給されることが望ましい。なお、悪質な事例については、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。

「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成24年3月16日)」より抜粋



## ②報酬加算について

### ★特定事業所加算(居宅介護支援)

加算要件である「計画的に研修を実施していること」については、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めること。

### ★個別機能訓練加算(地域密着型通所介護)

個別機能訓練を行うにあたっては、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。

※加算の要件等については、各事業所で常に確認すること。不適合な事実が判明した場合、遡って過誤調整等を行うこととなります！！



### ③ 人員について

#### ★労働時間について

職員1名が勤務延時間数として算入できる時間数は、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき勤務時間数を上限とし、それ以上に働いたとしても1.0人を超える人員としては換算されない。

時間外勤務による対応が継続する場合は、人員基準欠如に該当するため留意すること。

例：常勤の職員が週40時間勤務する事業所において、48時間勤務した職員がいたとしても、常勤換算では1.2人とは認められない。



## ④その他費用について(1)

### ★その他の日常生活費について

利用者の自由な選択に基づくものは実費相当分として徴収することが可能であるが、一律に提供するものは徴収不可であるため適切な対応を行うこと。

	徴収可能なもの	徴収不可なもの
身の回り品	歯ブラシ、化粧品等の個人用の日用品であって、利用者個人又は家族等の選択により利用されるもの	共用の石鹸・シャンプー・おしぼり等、利用者等に一律に提供するもの
教養娯楽費	利用者等が希望によって参加するクラブ活動や行事にかかる材料費	共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備・新聞・雑誌の使用料等、利用者全員が参加する定例行事やレクレーションにおける材料費等、一律に提供されるもの

\* 上記は一例ですので、詳しくは「通所介護等における日常生活に要する費用の取り扱いについて(平成12年3月20日老企第54号)」を参照して下さい。



## ④その他費用について(2)

★GHにおける通院介助の費用徴収については、各市町によって判断が異なることから、取り扱いについては町に確認の上、適切に取り扱うこと。

★地域密着型通所介護における宿泊サービスについては、予め届け出を行うとともに、指針に基づく人員配置、設備、運営規程等の作成等が必要となることに留意すること。

\* 指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について(平成27年4月30日老振発第0430第1号)参照

## ⑤その他

★運営規程・重要事項説明書等について

各書類で内容が一致していない、記載すべきことが記載されていないケースが散見される。基準や解釈通知にある必要事項について確認し記載すること。

★各種マニュアルについて

ひな型をそのまま使用しているケースが多数みられる。事業所の実態にあったものに変更すること。



# 目次

- 1 指導について
- 2 令和3年度 実地指導報告
- 3 令和4年度 指導方針
- 4 運営指導について
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 その他



## 3・令和4年度 指導方針

### 基本方針

利用者が安心・安全にサービスを受けることができるよう、運営指導においては、書類の点検の他、施設内巡視等により、適切なサービスが提供されているかを把握します。

### 重点項目

- (1) 法令遵守の状況について
- (2) 高齢者虐待防止に向けた取組について
- (3) ハラスメント対策の状況について



## (1) 法令遵守の状況

介護保険制度においては、介護サービスの質を担保するために、基準に従った運営を行うことが基本となってきます。

運営指導では以下の事項を中心に法令遵守の状況を確認します。

- ・人員基準について

従業員の員数は適切であるか、必要な専門職がそろっているか、兼務体制は適切か等

- ・運営基準について

取扱方針等に定められている事項に沿ってサービスを行っているか等

- ・設備基準について

使用目的に沿って使われているか、施設内の環境が不適切ではないか、非常災害対策が施されているか等

- ・適正な介護報酬の請求が行われているか(特に加算関係)



## (2) 高齢者虐待防止に向けた取組について

高齢者虐待は、「人間の尊厳」を著しく侵害する行為であり、決してあってはならないものです。

このため、令和3年度介護報酬改定においては、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務づけられました。

運営指導では以下の事項を中心に高齢者虐待防止に向けた取組を確認します。

- ・虐待や不適切な身体拘束の疑いのある行為が行われていないか（実地において確認）。
- ・法人及び事業所において、高齢者虐待防止や不適切な身体拘束の禁止など、人権に関する研修の実施やマニュアルの作成等、組織的な取組体制を整備し、実践しているか、令和6年度義務化に向けて準備しているか。



### (3) ハラスメント対策の状況について

地域の高齢者福祉を支えて行く上で、介護人材の確保は大変重要な課題であり、介護職員が安心して働くことができるよう、ハラスメント対策を含む職場環境・労働環境の改善を図っていくことが必要です。

令和3年度介護報酬改定において、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントなどのハラスメント対策として、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることが義務づけられています。

運営指導では以下の事項を中心にハラスメント対策の状況について確認をします。

- ・職場におけるハラスメントに関する方針を明確にし、従業者に周知啓発しているか。
- ・職場におけるハラスメント相談体制が整備されているか。



# 目次

- 1 指導について
- 2 令和3年度 実地指導報告
- 3 令和4年度 指導方針
- 4 運営指導について
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 その他



# 4・運営指導について

実地指導の見直しが行われ、指導の一部にオンラインの導入が可能となり、名称が「実地指導」から「運営指導」へと変更になりました。

## 運営指導の方法

### ア 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

### イ 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）

### ウ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

運営指導は実地に行うことを想定していますが、施設・設備や利用者の状況以外の実地でなくても確認できる最低基準等運営体制指導と報酬請求指導については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することが可能です。



# 4・運営指導について

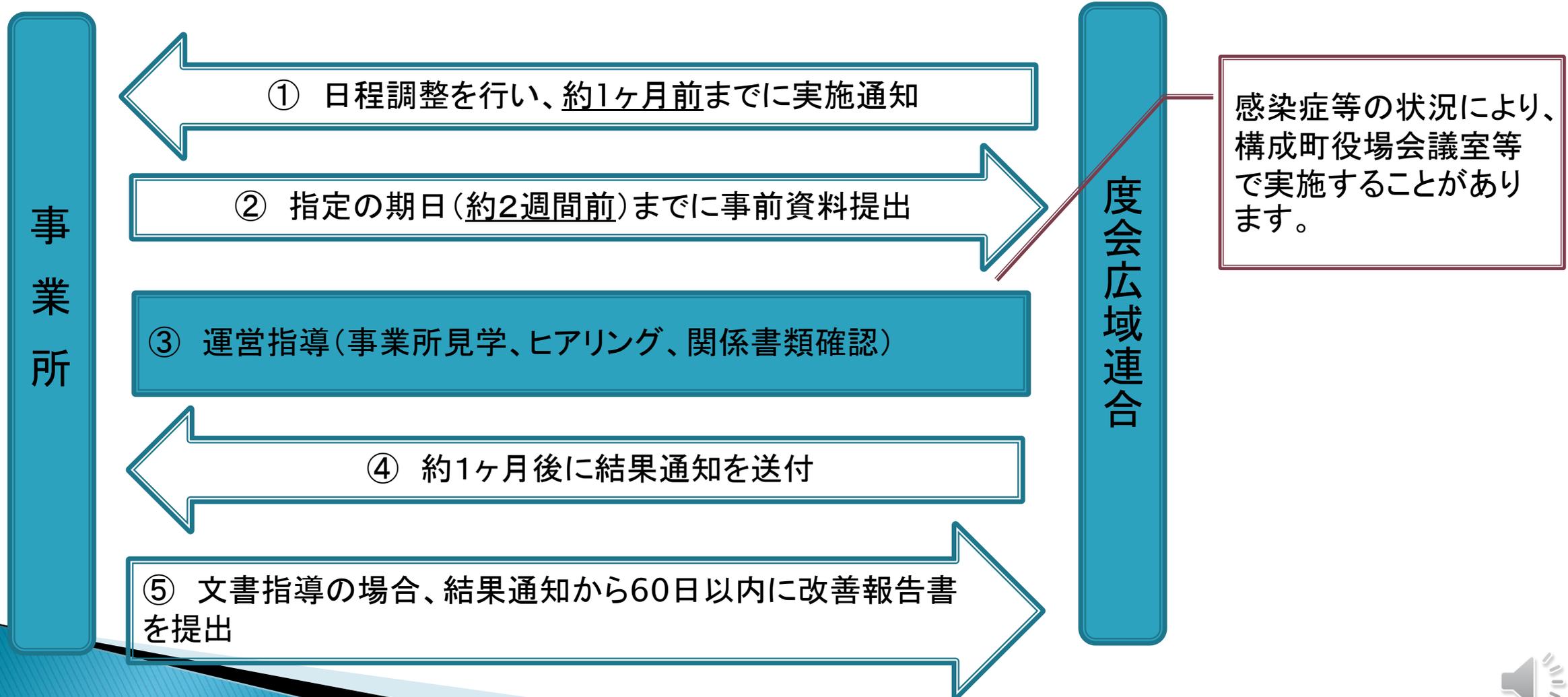
## 運営指導で確認する内容

介護サービスの実施状況指導	最低基準等運営体制指導	報酬請求指導
確認項目・確認文書(介護保険施設等運営指導マニュアル別添1)	確認項目・確認文書(介護保険施設等運営指導マニュアル別添1)	確認文書に限定せず、それぞれの要件にかかる文書等を求める。

上の表にある三種類の指導はこれまでと同様に、通常は同時に実施することを想定していますが、指導事務の効率化や効果、緊急性等を勘案し、それぞれ別の時期に実施することが可能です。  
実施時期を分けた場合、三種類全ての指導を実施した場合に運営指導の実績があったものと考えます。



# 4・運営指導について ~運営指導の流れ~



# 4・運営指導について

～運営指導当日の流れ～

時間	内容
10:00	開始
	①本日の流れと指導の目的について共有 当日の流れと、指導の目的について説明します。
	②事業所内部の見学 事業所内部の見学をさせていただきます。
	③書類の確認 広域連合職員が書類等を確認させていただきます。 確認する中でわからない点があれば、事業所担当者様にお聞きします。
14:00	④講評 指導結果を口頭で講評します。
15:00	⑤事業所からの質問の受付・情報交換等 この機会に聞いておきたいこと等があれば、受付します。 また、事業所の地域での役割、現在の困りごと等をお聞きします。
16:00	終了

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、構成町役場会議室等で実施する場合は、当日事業所内部の見学はありません。

\* 時間については現在の目安です。



# 4・運営指導について

～運営指導当日の流れ～

時間	内容
10:00	開始
	①本日の流れと指導の目的について 当日の流れと、指導の目的について説明し
	②事業所内部の見学 事業所内部の見学をさせていただきます。
	③書類の確認 広域連合職員が書類等を確認させていただき、確認する中でわからない点があれば、事業
14:00	④講評 指導結果を口頭で講評します。
15:00	⑤事業所からの質問の受付・情報交換等 この機会に聞いておきたいこと等があれば、受付します。 また、事業所の地域での役割、現在の困りごと等をお聞きします。
16:00	終了

度会広域連合の指導目的である「事業所支援」「事業所とともに地域をつくる」ため、運営指導時に事業所との情報交換を行います。

- ・現在、運営等で困っていること
- ・事業所の理念や、地域における事業所の役割
- ・事業所の取り組み
- ・運営、報酬に関する質問

などにつきご意見をお聞かせ下さい。

\* 時間については現在の目安です。



## 4・運営指導について ~今年度の予定~

- ★集団指導終了後、順次運営指導を行う予定です。
- ★今年度は原則実地で行う予定ですが、感染状況次第で前年度同様に構成町役場会議室等で実施する方法等に変更します。その場合は最低基準等運営体制指導と報酬請求指導のみ行わせて頂き、感染状況が落ち着けば介護サービスの実施状況指導を追加で行います。
- ★前年度、前々年度に実地指導を実施した認知症対応型共同生活介護については、今年度介護サービスの実施状況指導を行う予定ですが、感染状況次第で中止や延期を検討させていただきます。



# 目次

- 1 指導について
- 2 令和3年度 実地指導報告
- 3 令和4年度 指導方針
- 4 運営指導について
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 その他



## 5 令和6年度までの経過措置について

令和3年度改定において次の事項においては、令和6年3月31日までは経過措置となっていますが、令和6年4月1日より義務づけとなりますので、早めの準備・対応をお願いします。

- (1) 虐待防止規定の創設
- (2) 事業継続に向けた取組
- (3) 感染症対策
- (4) 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ



# (1) 虐待防止規定の創設

## 趣旨

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

## 改正の内容

### 1 基本方針

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

### 2 運営規程

運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

### 3 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

## 施行期日等

施行日：令和3年4月1日（施行日から令和6年3月31日までの間、経過措置を設ける）

## 【具体的な措置】

### ①委員会の開催

虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、結果を従業者へ周知。

### ②指針の整備

事業所の基本的な考え方、組織、研修、発生時の対応、相談・報告体制に関する事項等。

### ③研修の実施

従業者に対し、研修を開催し実施内容を記録。

### ④担当者の配置

①～③に掲げる措置を適切に実施するための専任担当者の配置



## (2) 事業継続に向けた取組

### 【具体的な措置】

#### ① 業務継続計画の策定

##### イ) 感染症に係る業務継続計画

- ・ 平時からの備え
- ・ 初動対応
- ・ 感染拡大防止体制の確立

##### ロ) 災害に係る業務継続計画

- ・ 平常時の対応
- ・ 緊急時の対応
- ・ 他施設及び地域との連携

#### ② 研修及び訓練の実施

- ・ 業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有し、理解を深めるための研修の実施
- ・ 業務継続計画に基づく訓練の実施

#### ③ 見直しと変更

- ・ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う

概要	【全サービス★】
	○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

#### (参考) 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BusinessContinuityPlan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

（令和2年12月11日作成。必要に応じ更新予定。）

掲載場所：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

**介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン**

- ❖ **ポイント**
  - ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
  - ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。
- ❖ **主な内容**
  - ・ BCPとは ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
  - ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント
  - ・ 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等

**介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン**

- ❖ **ポイント**
  - ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
  - ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。
- ❖ **主な内容**
  - ・ BCPとは ・ 防災計画と自然災害BCPの違い
  - ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント
  - ・ 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項） 等



### (3) 感染症対策

#### 概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】
  - ・ 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
  - ・ その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

#### 【具体的な措置】

##### ①委員会の開催

感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催し結果を従業者へ周知。

##### ②指針の整備

平常時及び発生時の対策を規定。

##### ③研修及び訓練の実施

従業者に対し、研修を開催し実施内容を記録。  
発生時の対応について訓練を定期的に実施。

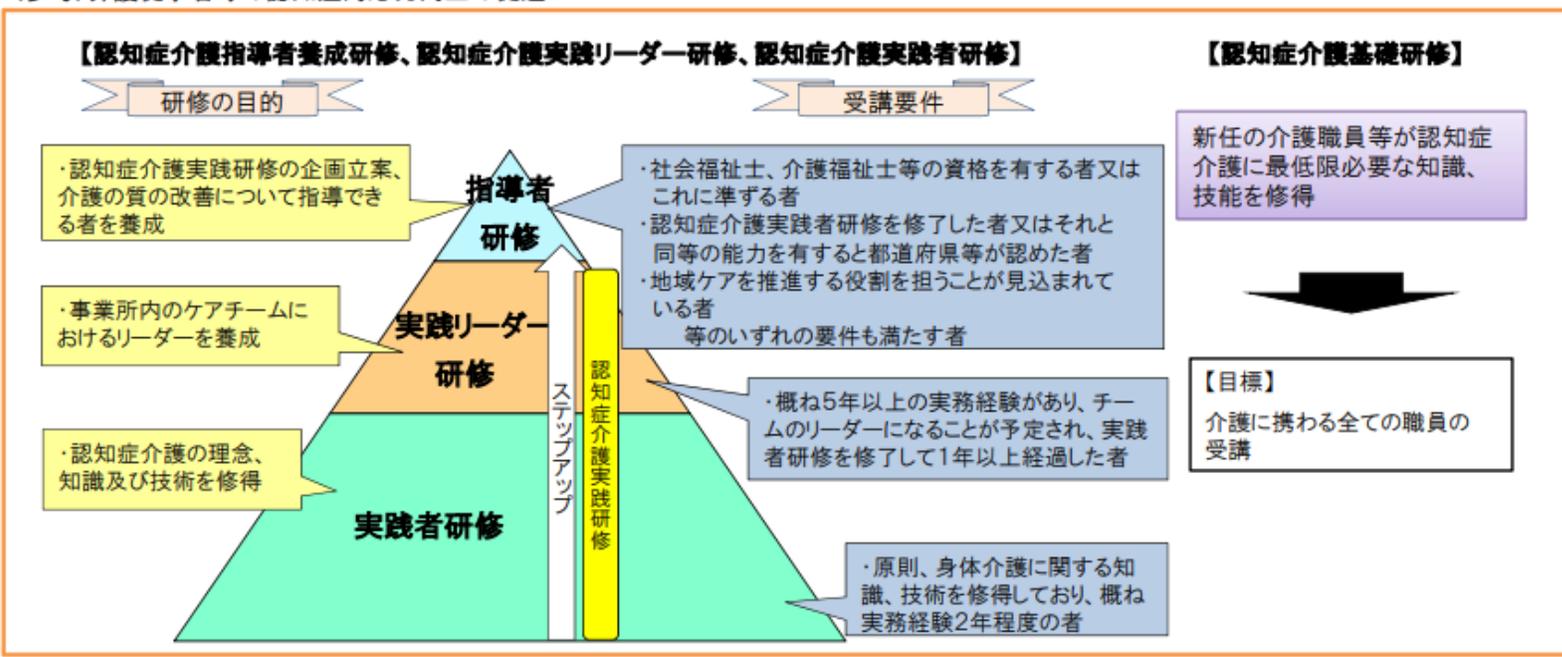


## (4) 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

**概要** 【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。【省令改正】  
 その際、3年の経過措置期間を設けることとするとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

(参考) 介護従事者等の認知症対応力向上の促進



### 【対象者】

介護に直接携わる職員のうち、医療や福祉関係の資格を有さない無資格者

### 【具体的な取り組み】

#### ①対象者の確認

事業所内に対象者が何人いるかを確認

#### ②研修スケジュールの確認と申込

#### ③研修の実施

\* 令和6年度以降の運営指導において、修了証、資格証等で研修受講の確認を行いますので、必要な措置を講じて下さい。



## (4) 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

研修実施機関: 一般社団法人 明慎福社会 (三重県研修実施指定法人)

講義形式 : Eラーニング

受講料 : 3,000円(消費税込み)

	申込受付期間	研修可能期間
第一回	令和4年4月1日～令和4年4月15日	令和4年5月1日～5月15日
第二回	令和4年4月16日～令和4年5月15日	令和4年6月1日～6月15日
第三回	令和4年5月16日～令和4年6月15日	令和4年7月1日～7月15日
第四回	令和4年6月16日～令和4年7月15日	令和4年8月1日～8月15日
第五回	令和4年7月16日～令和4年8月15日	令和4年9月1日～9月15日
第六回	令和4年8月16日～令和4年9月15日	令和4年10月1日～10月15日
第七回	令和4年9月16日～令和4年10月15日	令和4年11月1日～11月15日
第八回	令和4年10月16日～令和4年11月15日	令和4年12月1日～12月15日
第九回	令和4年11月16日～令和4年12月15日	令和5年1月1日～1月15日
第十回	令和4年12月16日～令和5年1月15日	令和5年2月1日～2月15日

※実施機関の連絡先、研修申し込み方法等は[https://main-meishin.ssl-lolipop.jp/BA\(k1\).pdf](https://main-meishin.ssl-lolipop.jp/BA(k1).pdf)をご覧ください。



# 目次

- 1 指導について
- 2 令和3年度 実地指導報告
- 3 令和4年度 指導方針
- 4 運営指導について
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 その他



## 6 その他

### (1) 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策について、事業所内において再度確認をお願いします。

- ・感染症対策マニュアル等に基づき、事業所内で適切な対策が取られているか。
- ・感染が疑われる者等が発生した場合に、保健所等への連絡、消毒等の実施、濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定や勤務体制の見直しなどができる体制となっているか。

### (2) 事故報告について

- ・医療機関を受診した事故のみならず、感染症に関しても報告が必要です。
- ・事故発生時の報告様式についてはホームページに掲載しますので、新しい様式を使用するようにしてください。

### (3) ケアマネジメント基本方針について

- ・高齢者の自立支援、重度化防止等に資することを目的としてケアマネジメントが行われるよう、基本方針を再度確認いただきますようお願いいたします。\* 基本方針はホームページに別途掲載。



# ご視聴いただきありがとうございました

## ▶ 集団指導

令和4年度はこの動画配信をもって集団指導とします。

資料確認後、事業所毎に集団指導参加整理票の提出をお願いします。

## ▶ 運営指導

令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、役場会議室等に書類を持参していただく形式で実施しましたが、令和4年度は事業所様に赴き、現地で運営指導を行う予定としています。該当する事業所様へは1ヶ月前にご連絡させていただきました。

なお、感染症の状況によっては、指導形態を変更させていただく可能性もありますので、ご了承下さい。

